

新潟県立見附高等学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月10日更新

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善利用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力の向上を目指す面と、生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

バスケットボール・野球・バドミントン・陸上競技・テニス（男子）・
バレーボール（女子）・サッカー・華道・美術・演劇・茶道・吹奏楽・書道

(2) 活動時間及び日数について

- ① **活動時間** 学期中：平日2時間、週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中：3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- ② **休養日** 原則として平日1日以上、週休日等1日以上の週2日とする。
別紙「年間活動計画」による。
- ③ **その他**
 - ・ 定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
 - ・ 学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
 - ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、あらかじめ年間活動として計画し、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。